

平成29年3月22日(水) 国土交通省 関東地方整備局 建 政 部

「東京都市計画道路事業幹線街路外郭環状線の2の事業認可処分

取消請求事件」の東京地裁判決に対する局長コメントについて

東京都が実施する東京都練馬区石神井町八丁目42番地から同区東大 泉二丁目28番地までの延長1kmの都市計画道路事業について、関東 地方整備局長が行った事業認可処分の取り消しを求めた裁判で、本日、 東京地方裁判所において原告らの訴えを却下及び請求を棄却する判決が ありましたので、関東地方整備局長のコメントを公表するものです。

## 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 TEL:048-601-3151(代表)

FAX:048-600-1920

(モリアイ トシュキ)

建政部 計画管理課 課長 森合 利之(内線6121)

(サイダ コウジ)

建政部 計画管理課 課長補佐 才田 浩二(内線:6123)

## 大西亘関東地方整備局長のコメント

本日、東京地方裁判所において、東京都市計画道路事業幹線街路外郭環状線の 2の事業認可処分取消請求訴訟の判決が言い渡されました。

本日の判決では、国の主張が認められたものと理解しています。

関東地方整備局としては、今後とも、引き続き適切な都市計画行政の推進に努めてまいります。